

令和8年

上尾市教育委員会4月定例会
議案資料

目 次

議案第 36 号 資料	1
議案第 37 号 資料	2

上尾市教育委員会事務局組織規則（平成5年上尾市教育委員会規則第3号）

【改正要旨】

事務局の組織に法務監を設置するもの。

【改正箇所】 凡例：「○○○」を加える場合・・・○○○（太字網掛け）

ただし、改正する条等の部分のみ表記

改 正 案

（職及び職務）

第3条（前略）

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の表の左欄に掲げる事務局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組 織	職	職務
部	参事	上司の命を受け、特に指定された事務を掌理する。
	副参事	同上
	法務監	上司の命を受け、上尾市教育委員会全体の法務に関する事務を掌理する。

（後略）

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程（平成20年上尾市教育委員会訓令第1号）

【改正要旨】

事務局の組織に法務監を設置するもの。
また、課内推進室の職員について所属長を服務規程上も位置付けるもの。

【改正箇所】

凡例：「○○○」を加える場合・・・○○○（太字網掛け）

ただし、改正する条等の部分のみ表記

改 正 案

（所属長）

第3条 市教育委員会事務局に勤務する次の表の左欄に掲げる職員について、その所属長とは、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者とする。

1	部長	教育長
2	参事 次長 副参事 法務監 課長	所属する部の長
3	主席主幹以下の職にある課の職員 （課内推進室に所属する職員を除く。）	所属する課の長
4	推進室長	課内推進室が所属する課の長
5	主幹以下の職にある課内推進室の職員	推進室長

2 （後略）

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成22年上尾市教育委員会訓令第1号）

【改正要旨】

事務局の組織に法務監を設置することに伴う改正。
 （別表第1関連、別表第2における教育総務部教育総務課の表関連）

【改正箇所】 凡例：「○○○」を加える場合・・・○○○（太字網掛け）

ただし、改正する条等の部分のみ表記

改 正 案						
別表第1（第10条—第12条関係）						
共通決裁事項・専決事項						
事項	事務	教育 委員 会決 裁	教育 長専 決	部長 専決	次長 専決	課長 専決
1～8（略）						
9	教育委員会及び学校その他の教育機関の職員 の任免その他の人事に関する事項	(1)～(2)（略） (3) 年次休暇及び特別休暇 （上尾市職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する条例 （平成7年上尾市条例第15 号。以下「勤務時間条例」 という。）第14条第2項第 3号及び第19号に規定する ものを除く。）を承認する こと。 ア 部長 イ 参事及び次長 ウ 副参事、 法務監 、課長 及び図書館長 エ 主席主幹以下の職及び 会計年度任用職員の職に ある者（学校その他の教 育機関（公民館を除 く。）において主席主幹				
			○	○	○	○

	以下の職及び会計年度任用職員の職にある者を除く。)並びに推進室長					
	(4) 所属職員の時間外勤務命令をすること。 ア 部長 イ 参事及び次長 ウ 副参事、 法務監 、課長及び図書館長 エ 主席主幹以下の職及び会計年度任用職員の職にある者(学校その他の教育機関(公民館を除く。))において主席主幹以下の職及び会計年度任用職員の職にある者を除く。)並びに推進室長		○	○	○	○
	(5) 勤務時間条例第8条の2第1項(同条第4項において準用する場合及び上尾市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和2年上尾市規則第48号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。)第8条においてその例による場合を含む。)の規定による深夜勤務の制限を承認すること。 ア 部長 イ 参事及び次長 ウ 副参事、 法務監 、課長及び図書館長 エ 主席主幹以下の職及び会計年度任用職員の職にある者(学校その他の教育機関(公民館を除		○	○	○	○

		く。)において主席主幹以下の職及び会計年度任用職員の職にある者を除く。)並びに推進室長						
(6) (略)								
		(7) 旅行命令(研修に関する旅行命令を除く。)をすること。 ア 部長 イ 参事及び次長 ウ 副参事、 法務監 、課長及び図書館長 エ 主席主幹以下の職及び会計年度任用職員の職にある者(学校その他の教育機関(公民館を除く。))において主席主幹以下の職及び会計年度任用職員の職にある者を除く。)並びに推進室長	○	○	○	○	○	
(8) (略)								
		(9) 勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替及び半日勤務時間の割振変更をすること並びに勤務時間条例第8条の3第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定及び勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。 ア 部長 イ 参事及び次長 ウ 副参事、 法務監 、課長及び図書館長 エ 主席主幹以下の職にある者(学校その他の教育機関(公民館を除く。))	○	○	○	○	○	

	において主席主幹以下の職にある者を除く。)並びに推進室長					
10～15 (略)						

別表第2 (第10条—第12条関係)

個別決裁事項・専決事項

教育総務部教育総務課

事項	事務	教育 委員 会決 裁	教育 長専 決	部長 専決	課長 専決
1～2 (略)					
3 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項	(1) (略)				
	(2) 事務局等の職員の採用、昇任、降任又は転任をすること。 ア 部長、参事、次長、副参事、 法務監 、課長、主席主幹、図書館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、推進室長及び主幹 イ 公民館長及び副主幹以下の職にある者	○			
			○		
	(3)～(5) (略)				
	(5)の2 地方公務員法第38条第1項の規定により事務局等の職員及びフルタイム会計年度任用職員(同法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員をいい、県費負担教職員を除く。イにおいて同じ。)が同法第38条第1項に規定する営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、相談員、評議員、参与その他これらに準ずる地位を兼ね、若しくは自ら同項に規定する営利企業を営み、又は報酬を得て				

	<p>事業若しくは事務に従事することを許可すること。</p> <p>ア 部長、参事、次長、副参事、法務監、課長、主席主幹、図書館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、推進室長及び主幹</p> <p>イ 公民館長及び副主幹以下の職にある者並びにフルタイム会計年度任用職員の職にある者</p>	○		○	
(6) (略)					
	<p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律により事務局等の職員の育児休業及びその期間の延長、育児短時間勤務及びその期間の延長並びに部分休業を承認し、又は当該承認を取り消すこと。</p> <p>ア 教育総務部長</p> <p>イ 学校教育部長、参事、次長、副参事、法務監、課長、主席主幹、図書館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、推進室長及び主幹</p> <p>ウ 公民館長及び副主幹以下の職にある者</p>	○		○	○
	<p>(8) 事務局等の職員の病気休暇を承認すること。</p> <p>ア 教育総務部長</p> <p>イ 学校教育部長</p> <p>ウ 教育総務課長</p> <p>エ 参事、次長、副参事、法務</p>	○	5日を超えるもの	5日以内	5日
		○	30日を超えるもの	30日以内	5日

	<p>監、課長（教育総務課長を除く。）、主席主幹、図書館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、推進室長及び主幹</p> <p>オ 公民館長及び副主席以下の職にある者</p>	を超えるもの	を超え、かつ30日以内	以内
	<p>(9) 勤務時間条例第14条第2項第19号に規定する事務局等の職員の特別休暇、介護休暇及び介護時間を承認すること。</p> <p>ア 教育総務部長</p> <p>イ 学校教育部長、参事、次長、副参事、法務監、課長、主席主幹、図書館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、推進室長及び主幹</p> <p>ウ 公民館長及び副主席以下の職にある者</p>	○	○	○
	(10) (略)			
	<p>(11) 事務局等の職員及び会計年度任用職員に対し研修に関する旅行命令をすること。</p> <p>ア 部長</p> <p>イ 参事、次長、副参事、法務監、課長、主席主幹、図書館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、推進室長及び主幹</p> <p>ウ 公民館長及び副主席以下の職にある者並びに会計年度任用職員の職にある者</p>	○	○	○
	(12)～(13) (略)			
4～5 (略)				